

ご利用に関するQ & A

Q1. (全国の事業所が対象)

地震の影響により既に休業していますが、雇用調整助成金のことを知りませんでした。今から届出を提出して間に合いますか？

令和8年10月27日までに休業等実施計画届を提出いただければ
令和8年7月28日からの休業等が助成対象となります。

通常は、休業等の実施前に計画届を提出していただく必要がありますが、今回の特例では、計画届の提出日が令和8年10月27日までの間である場合は、事前に届出があったものとみなしますので、令和8年7月28日以降に開始した休業等に遡って助成金の対象になります。

Q2. 特例を利用する場合、申請様式に変更はありますか。

今回の特例では、生産指標の確認期間の緩和や、熊本県内の事業所のみ残業相殺撤廃等の措置がされます。そのため、**以下の申請様式は通常の申請様式ではなく、特例用の申請様式を利用してください。**

- ・ 様式第1号(2)雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書
 - ・ 様式第5号(1)休業等支給申請書
 - ・ 様式第5号(2)助成額算定書
 - ・ 様式第5号(3)休業・教育訓練実績一覧表
- } **様式第5号(1)～(2)は
熊本県の区域内の事業所のみ**

特例用の申請様式は厚生労働省HPに掲載しています。

Q3. (全国の事業所が対象)

雇用関係助成金ポータルで電子申請をする場合の注意点を教えてください。

雇用関係助成金ポータルで特例を電子申請する場合、上記の様式はポータル上のリンク先から取得するのではなく、厚生労働省HP上に掲載の特例用の様式を利用してください。
また、ポータル上で特例種別を選択する画面では「**特例1**」を選択するようお願いいたします。
詳しくは、令和8年熊本地震特例用雇用調整助成金オンライン申請マニュアルをご確認ください。

Q4. 同一の事業主下において、熊本県内に雇用保険事業所非該当承認を受けた施設がある場合、特例措置の申請の注意点を教えてください。

雇用調整助成金の申請に当たっては、雇用保険事業所非該当承認を受けた施設であっても実態として事業所に準じる機能を果たしていると認められる場合は、雇用保険の適用事業所とみなすことができることとしています。今回の特例においては、

- ・ 生産指標の確認期間の短縮等、全国の事業所に適用される措置
- ・ 残業相殺の撤廃等、熊本県の事業所のみ適用される措置

があり、それぞれ申請様式が異なるため、**熊本県の非該当施設分とそれ以外の地域の施設で明確に区分し、それぞれで申請書類を作成して管轄の都道府県労働局またはハローワークに申請することが必要**になります。

ご利用に関するQ & A

Q5. (全国の事業所が対象)

今回の特例では、生産指標の確認期間が3か月から1か月に短縮されていますが具体的な取扱いを教えてください。

通常、販売量、売上高等の事業活動を示す生産指標の最近3か月間の月平均値が、前年同期と比べ10%以上減少している事業所であることを必要としています。今回の特例では、この比較期間を最近1か月とします。

Q6. (全国の事業所が対象)

今回の特例では、最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とされていますが、具体的な取扱いを教えてください。

通常、事業所で雇用している労働者及び受け入れている派遣労働者の合計人数の最近3か月の平均値が、前年同期比で5%超かつ6名以上(中小企業事業主の場合は10%超かつ4名以上)増加している場合は助成対象となりませんが、今回の特例では、この要件を撤廃します。

Q7. (全国の事業所が対象)

今回の特例では、地震発生時に事業所設置後1年未満の事業所も助成対象となりますが、生産指標を対前年同期と比較できません。どのように比較すればよいでしょうか。

今回の特例では、令和8年7月28日時点において事業所設置後1年未満の事業所についても助成対象となります。その場合、Q5の生産指標は、地震発生前のいずれかの1か月(雇用保険適用事業所設置後であって労働者を雇用している場合に限る)の数値と比較します。

Q8. 今回の特例では、雇用調整助成金の助成率はいくらになりますか。

休業、教育訓練の助成率等は、
中小企業：2/3 大企業：1/2
教育訓練加算額1,200円ですが、
支給日数30日を超えた判定基礎
期間の次の判定基礎期間から表
の助成率等が適用されます。

教育訓練実施率	中小企業	大企業	教育訓練加算
10%未満	1/2	1/4	1,200円
10%以上 20%未満	2/3	1/2	1,200円
20%以上	2/3	1/2	1,800円

なお、今回の特例で熊本県内の事業所については、表の赤枠部分は適用されず、教育訓練実施率にかかわらず、大企業：1/2 中小企業：2/3が適用されます。

特例用の申請様式や、特例用の雇用調整助成金オンライン申請マニュアル等は、雇用調整助成金特設ページに掲載しています。

雇用調整助成金
特設ページ
>>>

